

母子家庭等自立支援教育訓練給付金

R3 年度

どんな事業？

ひとり親家庭の母または父が就職するために、雇用保険制度の教育訓練給付の指定を受けている講座を受講する場合、受講にかかる費用の一部が支給されるものです。

支給額は？

	雇用保険支給要件なし		雇用保険支給要件あり		支給上限		
	支給時期	支給割合	支給時期	支給割合			
一般 教育訓練講座	受講修了後	60%	受講修了 し、雇用保 険の支給 後	60%から 雇用保険支給 割合を除く	20万円		
特定一般 教育訓練講座		60%		20万円			
専門実践 教育訓練講座	・受講修了後 または ・受講中 (半年ごとの支給)	60%		85%(★) から 雇用保険支給 割合を除く	①	40万円 ×修業年数 ※1 〔160万円 ※2〕	
	追加 修了後資格取得 し、1年以内に就 職等した場合	25% 追加支給			②	(60万円×修業年 数)から既に給付し た額を引いた額 ※1 〔240万円 ※2〕	

- ・(★) 専門実践教育訓練講座の追加給付の対象にならない場合、支給割合は60%になります。
- ・支給上限額は、※1※2 いずれか低い方の額になります。
- ・※ 自立支援教育訓練給付金の算定額(支給額)が1万2千円以下となる講座は、支給の対象外です。

対象者は？

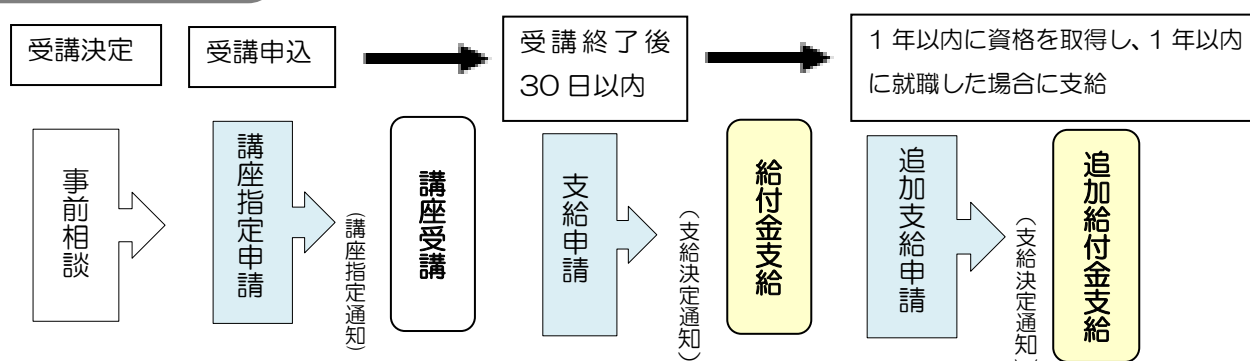
市内に住所があり、20歳未満の子どもを養育しているひとり親家庭の親で、下記①～③の要件全てを満たす方。

- ①適職に就くために必要であると認められる方
- ②自立に向けた計画(母子・父子自立支援プログラム)の策定等を受けている方
- ③過去に自立支援教育訓練給付金を受けていない方

事前相談について

支給を希望する方は、制度内容の説明と受講内容等について事前相談を行う必要があります。

支給までの流れ



よくある質問

裏面

Q1. 児童扶養手当を受給していなくても、給付を受けることは可能ですか。

A. 児童扶養手当を受給していなくても、「対象者」の条件を満たせば給付を受けられます。

Q2. 母子・父子自立支援プログラムとは、どのようなものですか。

A. 花巻保健福祉環境センターで母子・父子自立支援員と面接（最低 2 回）をし、生活状況や就業への意欲、資格取得への取り組みなどについて状況把握を行った上で、それぞれの状況やニーズに応じた自立に向けたプログラムを策定し、自立や就労の支援を行うものです。事前の予約が必要です。

Q3. 高等職業訓練促進給付金との併用はできますか。

A. 給付金の趣旨が異なるため、条件を満たせば併用もできます。詳しくは、事前相談の際にご確認ください。

Q4. ハローワークでの手続きは必ず必要ですか？

A. 雇用保険の受給資格がある場合、必ず先にハローワークで支給申請をしていただきます。資格がない場合にも、教育訓練給付金支給要件回答書をご提出いただく必要があるため、手続きをお願いします。

Q5. 事前相談や講座指定申請を行わずに受講を開始しましたが、給付は受けられますか。

A. 必ず講座の受講開始日より前に、講座指定申請書をこども家庭センターに提出する必要があります。先に受講開始してしまった場合は、給付を受けられません。

Q6. 講座受講中にこどもが 20 歳になります。給付を受けることはできますか。

A. 支給申請時に扶養している児童が 20 歳未満であることが支給の要件です。そのため上記の場合は給付を受けられません。

Q7. 対象資格を満たせば、何度でも給付を受けることができますか。

A. 他自治体も含め、給付は一度きりです。

母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給額（例）※①②雇用保険支給要件がない場合

① 〈一般及び特定一般教育訓練講座を受講〉

入学金 10 万円、受講料総額 40 万円の場合

→ $10 \text{ 万円} + 40 \text{ 万円} = 50 \text{ 万円}$

$50 \text{ 万円} \times 60\% = 30 \text{ 万円}$ > 支給上限額：20 万円

支給額 20 万円

② 〈専門実践教育訓練講座を受講〉

入学金 80 万円、受講期間 4 年で受講料総額 220 万円の場合

→ $80 \text{ 万円} + 220 \text{ 万円} = 300 \text{ 万円}$

$300 \text{ 万円} \times 60\% = 180 \text{ 万円}$ > 支給上限額：4 年 $\times$ 40 万円 = 160 万円

支給額 160 万円